

空き家や空き地の管理は適正に

お盆などの家族が集まる機会に相続や権利関係を整理しましょう

少子高齢化の進行で、全国的に空き家や空き地が増加しています。市に届く苦情件数も、近年増加傾向です。苦情の多くは、老朽化による屋根などの崩落、雑草の繁茂など、管理されていないことによるもの。空き家や空き地の管理は、所有者や管理者の責任です。近隣住宅や通行人に被害が出た場合、損害賠償を請求されることがあります。

そうならないためには、事前の対策が大切です。市は、空き家の相談や老朽家屋の解体補助を受け付けています。気軽にご利用ください。

□空き家、空き地相談

除去するときの補助金紹介、シルバー人材センターによる空き家管理業務の紹介など

□県空き家活用サポートセンター

県は、空き家になる建物を減らそうと、空き家活用サポートセンター「イエカツ」を開設しています。空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。相談料は無料です。相談方法など詳しくは「イエカツ」の公式サイトを確認してください。



イエカツ

●相談電話番号 092・726・6210（平日、午前9時～午後5時）

●窓口での相談 アクロス福岡3階（一財）県建築住宅センター内（福岡市中央区天神）

【問】市生活環境課環境係（☎77・8485）



□老朽危険家屋の解体補助

市は、老朽危険家屋（住宅）を解体する費用を補助します。補助は原則、同じ敷地内で1回限り。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外です。老朽家屋の解体を検討している人は、早めに市都市計画課へ相談してください。

●補助金額 解体費用の2分の1、上限45万円まで

●対象建築物 次のすべての要件に当てはまる建築物

▷周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽量鉄骨の住宅▷床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物▷所有権以外の権利が設定されていない建築物▷地方公共団体や独立行政法人などの所有権がない建築物▷公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対象でない建築物

【問】同課建築係（☎77・8544）



老朽家屋

住まえるバンク（空き家バンク）登録を募集

市は、登録された中古住宅を市公式サイトで公開して、住まい探手を支援する「住まえるバンク」を実施しています。多くの物件を紹介したいので、空き家をお持ちで売却や賃貸を考えている人は、この制度に登録してみませんか。申請書や登録カード、登記事項証



住まえるバンク

明書などが必要です。

●登録条件 ▷住宅であること▷不動産事業者と媒介契約をしていること（媒介契約をしていない場合は、住まえるバンクの登録不動産事業者を紹介します）

※詳しくは市公式サイトで確認してください。

【問】市企画課企画係（☎77・8423）

オンライン婚活で運命の人を探しませんか

8/31 開催

柳川縁結びイベント「真夏の恋のお手伝い」を開催

市はオンライン婚活イベント「真夏の恋のお手伝い」を開催します。コロナ禍でも安心して出会える、オンラインイベントで運命の人に出会ってみませんか。自宅から気軽に参加してください。



婚活イベント

●日時 8月31日（水）、午後7時～

※1時間程度のスキルアップセミナーの受講が必要です。8月27日（土）と28日（日）に開催するので、どちらかに参加してください。

●対象 次の全ての要件に該当する人

①39歳（今年度で40歳）までの市内在住か将来的に市への移住に関心がある独身男女②インターネット環境があり、パソコンやタブレット、スマートフォンのいずれかを持っている人

●定員 男女各6人程度

●参加費 500円

●申込方法 8月22日（月）までにラフターマリッジ公式サイトから申し込み



※申し込み多数の場合は抽選で決定。抽選結果は8月25日（木）までに連絡します。

【問】市企画課企画係（☎77・8423）

道路の保全にご協力ください

道路の異常を見つけたら市建設課へ連絡を

8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に、道路の役割や重要性を認識し、道路を常に美しく安全で快適に利用できるよう協力をお願いします。

■道路の穴や側溝ふたの破損の早期発見にご協力を

道路舗装の穴や側溝ふたの破損など、道路の異常は大きな事故を引き起こす可能性があります。現在、市が管理する市道は約1020km。市では、道路に異常がないか日ごろからパトロールをしていますが、市内全域の道路の異常をより早く把握するため、道路の穴や側溝ふたの破損など見つけたときは、市建設課へ連絡してください。

■道路上にかかる樹木は持ち主が剪定を

道路上に樹木がはみ出すと、道幅が狭くなることで、見通しが悪くなったり、歩行者や自動車の通行の妨げになったりと、とても危険です。道路にはみ出した宅地内の樹木は、持ち主が責任を持って剪定してください。道路を常に美しく安全で快適に利用できるようにご協力をお願いします。

【問】同課維持係（☎77・8546）



道路に開いた穴

側溝のふたの破損

